

教員を目指す大学生の体罰に対する意識調査 —体罰の根絶に向けて—

清水 貴幸

(生徒指導力高度化コース第5期生)

はじめに

筆者自身これまでの学校生活で、体罰を受けてきたことがある。その経験から教育者を目指した当初は多少の体罰は必要だと感じていた。しかし教育実習や講師の経験を通して、体罰に対して疑問を感じるようになった。子どもを指導する場面も何度か経験したが、果たしてここで手をあげたことで、この子どもは変わるのかと疑問を感じたのである。

さらに2012年に起きた体罰による自殺事件が発覚して以降、多くの体罰が顕在化し、体罰の問題性も強く指摘された。そこで筆者の体罰に対する考え方が大きく変わったのである。このように感じた人は筆者以外にもいるのではないかと考えた。そこで本研究では教員を目指す大学生に体罰に対する意識を調査し、現在の学生が体罰に対してどのような考え方を持っているのか、また筆者と同じように体罰に対する考え方が変わった人がいるのであれば、何がきっかけで変わったのか調査したい。さらに、その調査結果から体罰根絶に向けてどのように取り組みをしていくべきなのか考察していきたい。

1章 体罰

第1節 体罰について

(1) 体罰の歴史

日本で学校における体罰は1879年の教育令ではじめて法律上明確に禁止された。(しかし、江森(1989)は、明治初期であるこの時期は法律で禁止するほど学校で体罰は行われていなかったと述べている。)そして体罰は学校教育法第11条に至るまで、1885年の「教育令」および1886年の「小学校令」を除いて、一貫して全面的に法律で禁止されてきた。さらに1900年には体罰を禁じたうえで、懲戒権を明確に認める法令が付け足された。

しかしながら、戦前において体罰は、教育関係者や保護者、教育雑誌など社会全体から支持されていた。そのため、体罰肯定者達は、体罰自体の定義を改めるよう取り組んだ。そして、体罰を禁止する規則を削除することなく事実上有名無実化することになり、それが教育界の陰で引き継がれていくことになったのである。

戦後1948年には法務府長官通達「児童懲戒権の限界について」、1949年に法務府による「生徒に対する体罰禁止に関する教師の心得」等において、体罰に関する具体的な見解が一応出されているが、体罰の定義があいまいで、一貫性に欠けていたため、その後も体罰の解釈が歪められ、その基準は時代背景によっても大きく変化していった。

(2) 体罰の定義

体罰を定義づけるのは非常に困難であり、明確な線引きができていないのが現状である。

学校教育法第 11 条にいう「体罰」とは、懲戒の内容が身体的性質のものである場合を意味する。さらに詳しい意義については、1948 年に法務庁が発表した「児童懲戒権の限界について」（昭 23・12・22 調査 2 発第 18 号法務庁法務調査意見長官通達）や、1949 年の「生徒に対する体罰禁止に関する教師の心得」（昭 24・8・2 法務府発表）では体罰のガイドライン的なものが示されている。とはいえ、体罰に相当するかどうかは、肉体的苦痛を伴うものであるかどうかという、体罰を受けた側の主観がかなり働くものであるため、第三者による判定は難しいのも事実である。また文部科学省は「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（通知）」別紙（2007 年 2 月 5 日）において、「教員等が児童生徒に対して行った懲戒の行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある」と述べ、ある行為が体罰に該当するかどうかは、一律に判断できないとの見解を示している。

(3) 体罰の分類

そのため、文部科学省（2013）は「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」別紙で、学校教育法第 11 条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例を示しており、さらにその参考事例を基に東京都教育委員会は「体罰根絶に向けた総合的な対策一部活動指導などの在り方検討委員会報告書一」で体罰関連行為のガイドラインを作成している（表 1）。これは体罰に当てはまるか、指導の範囲内なのかを示したものである。

表 1 平成 25 年 9 月 12 日東京都教育委員会「体罰根絶に向けた総合的な対策」より参照

（表は筆者作成）

体罰			不適切な行為			指導の範囲内	適切な指導	正当防衛	緊急避難
			不適切な指導	暴言	行き過ぎた指導				
（肉体的苦痛） 傷害行為	（肉体的苦痛） 危険な暴力行為	（肉体的苦痛） 暴力行為	肉体的負担	精神的苦痛・負担	肉体的・精神的負担	肉体的苦痛や負担を伴わない	懲戒行為（教育指導としての有形力の行使）	う有形力の行使	肉体的苦痛を伴う有形力の行使
懲戒のうち、教員が、児童・生徒の身体に、直接的、間接的に、肉体的苦痛を与える行為 【直接的】 たたく、殴る、蹴る等 【間接的】 長時間の正座・起立等			肉体的負担を与える程度の軽微な有形力の行使	恐怖感、侮辱感、人権侵害などの精神的苦痛を与える不適切な言動	スポーツ指導において、子どもの現状に適合していない過剰な指導	肉体的負担を与えない程度の、ごく軽微な有形力の行使	法令で認められた範囲の懲戒行為	防衛のためやむを得ずした有形力の行使	生命、身体、自由、財産に対する現在の危険を避けるためやむを得ずした行為

東京都教育委員会が提出した「体罰根絶に向けた総合的な対策」の報告書で示された分類は、体罰自体を分類するものではなく、体罰になるか懲戒になるか指導の範囲になるのかなど、体罰の位置づけを

示したものである。これまで体罰自体を具体的に分類したものは見当たらない。そこで筆者は学校教育法第 11 条と文部科学省が示した参考事例を基に体罰の中身を分類してみた（図 1）。

「手や足を使う体罰」は叩くや蹴る、押し倒すなど、直接子どもの身体に触れ、有形力（目に見える物理的な力）を行使する体罰である。「器物を使う体罰」はボールを投げて当てたり、棒でたたいたりなど、物を使った有形力の行使による体罰である。「教師が命令して行わせる体罰」とは、長時間の正座を指示したり、限度を超えた量のトレーニングを与えたりと、有形力は行使しないが、肉体的、精神的苦痛を与える体罰である。「精神的虐待の体罰」とは、暴言を吐いたり、無視をするなど、肉体的苦痛は感じないが、精神的苦痛を与える体罰である。とくにこの有形力を行使しない、精神的苦痛を与える「教師が命令して行わせる体罰」と「精神的虐待の体罰」の二つは、他の有形力による体罰よりも、体罰を受けた側の主観が入るものであるから、第三者による判断は困難であるといえる。

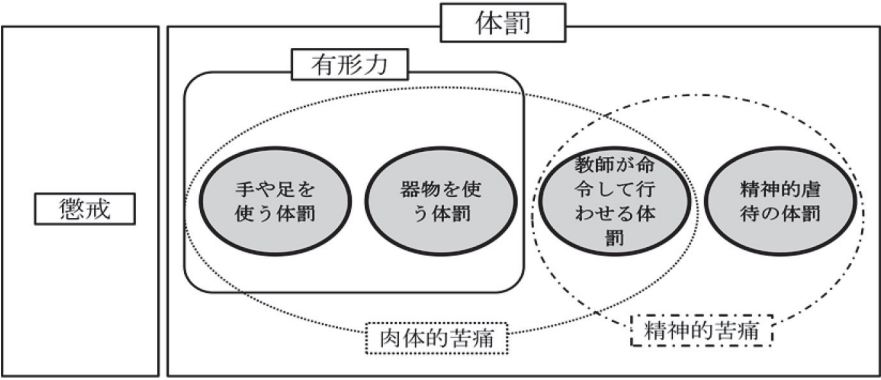


図 1 体罰の分類（筆者作成）

第 2 節 体罰の効果と問題性

(1) 体罰の効果

表 2 生徒の体罰の効果・影響認識

肯定している人の割合	
①見せしめ効果	73.6%
②悪事抑止効果	34.2%
③気持引き締め効果	24.6%
④信頼関係形成効果	17.5%
⑤運動能力向上効果	7.8%
⑥学力向上効果	4.2%

次に、分類したこれらの体罰にはいったいどのような効果があるのか述べていきたい。牧ほか（1992）は、体罰の効果について、生徒の意識を調査した（表 2）。もっとも肯定率が高かったのは「見せしめ効果」で 73.6%あった。次に「悪事抑止効果」を肯定する者は 34.2%で、否定している者の割合の方が 65.8%と高かった。「気持の引き締め効果」を肯定する者は 24.6%に対し、逆に「気持が引き締まらない」とする者は 75.4%、「信頼関係形成効果」を肯定する者 17.5%に対し、「信頼関係が形成されない」と答えた者は 82.5%と、多数の生徒が否定的に捉えていた。これは、岡山（1982）が指摘している、体罰などの過酷な罰は、「恐怖心によって望ましい行動まで抑制してしまう」「上手にごまかしたり嘘をつく」「要領よく立ち回る」などの望ましくない回避行動を学習させる危険性を強く持つ、という指摘を生徒の意識の立場から裏付けるものであるだろう。

(2) 体罰の問題性

体罰の問題性はこれだけではない、森田（2003）は、体罰について6の問題性を述べている。『①体罰はそれをしている大人の感情のはけ口であることが多い②体罰は恐怖感を与えることで子どもの言動をコントロールする方法である③体罰は即効性があるので、他のしつけの方法がわからなくなる④体罰はしばしばエスカレートする⑤体罰は、それを見ているほかの子供に深い心理的ダメージを与える。⑥体罰は、ときに取り返しのつかない事故を引き起こす』の6つである。

また文部科学省（2013）の『体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）』に「体罰は違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員など及び学校への信頼を失墜させる行為である。」と書かれている。また続いて「体罰により正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの連鎖を生む恐れがある」とも述べている。

第2章 体罰の現状

第1節 体罰事件の事例

(1) 報道された体罰の事例

表3 学校体罰事件の事例

2012年			
12月	大阪	高校	バスケット部顧問による部員への体罰
2013年			
1月	愛知県	高校	陸上競技部監督（男性50）による男子部員（複数）への体罰
1月	京都府	高校	レスリング部顧問による男子部員への体罰
4月	大阪	高校	男性教諭による女子生徒への体罰
2月	神奈川県	中学校	男性教諭（50）による男子生徒への体罰
7月	兵庫県	中学校	野球部顧問による部員（複数）への体罰
9月	北海道	高校	野球部部長と顧問による部員（複数）への体罰
11月	神奈川県	小学校	男性教諭（28）による男子児童への体罰
12月	大阪	高校	男子ハンドボール顧問（51）による男子部員（複数）への体罰

2012年大阪市立桜ノ宮高校の体罰自殺事件をきっかけに、陰に隠れていた学校における体罰の問題が浮き彫りになってきた。表3は体罰自殺事件以降に発覚した体罰の事件についての事例を挙げている。

ここから体罰自殺事件が起きてからも際限なく体罰は続いていることが分かる。特に部活動における体罰が後を絶たない状況である。

(2) 体罰問題の報告数

これらの事件以外にも、学校の現場では実際に多くの体罰が発生している。文部科学省の調査によると平成 24 年度に小学校、中学校、高等学校で発生した体罰の件数は 6636 件である。また発生の割合を学校種別に見てみると、小学校で約 20 校に 1 件、中学校では 6 校に 1 件、高校では 4 校に 1 件の割合で発生していることがわかった。(表 4)。

さらに教育再生実行会議「いじめの問題への対応について（第一次提言）」の調べによると学校の教職員が、体罰によって受けた処分の件数は総計 404 件ある。(表 5)

平成 23 年度と平成 24 年度の報告件数を比べると、大きな差がみられるが、これは体罰が事実として急増したわけではなく「隠れていた体罰」が明らかになったということが言えるだろう。

表 4 平成 24 年度における体罰の状況

	発生件数
小学校	1559
中学校	2805
高等学校	2272
合計	6636

表 5 体罰に係る懲戒処分などの状況
(平成 23 年度)

	免職	停職	減給	戒告	訓告	総計
懲戒処分等数	0	20	52	54	278	404

第 2 節 体罰に関する意識調査

(1) 教職員の意識

体罰による懲戒処分などの数は 404 件と決して少なくない件数であった。では実際に学校で働く教員の体罰に対する意識はどうだろうか。京都府教育委員会は京都府に努めている全教職員に対し、体罰に関する意識調査を行った。授業での指導や生徒指導等について、「場合によっては、体罰に及ぶことがあっても仕方がない。」という質問において、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した数は、6.3% (729 人) であった。全体的にみれば、少ないかもしれないが、根本的に体罰は法律で禁止されており、「多いか少ないか」ではなく、容認する人が一人でもいるということは問題であるだろう。

(2) 教員を目指す大学生の意識

教員の体罰に関する意識は、容認している人は少数派であることがわかった。では次に教員を目指す大学生の意識はどうだろうか。実際に大学生に対して意識調査を行った先行研究がある。安藤・小菅 (1994) の調査では体罰の必要性に関して、「絶対賛成」「ある程度なら賛成」と容認する考えを示した人の割合は 37.3% であった。「絶対反対」「どちらかという反対」と否定意的な意思を示したのは 59.1% であった。また、高橋・久米田 (2008) の調べによると、体罰の必要性に関して、「必要である」と答えたものは 15.8%、「どちらかといえば必要ではない」と答えたものは 33.8%、「必要ではない」と答えたものは 50.4% であった。この 2008 年結果を見れば、体罰を否定する割合が高いということが読み取れる。しかし、この質問の選択肢には「どちらかといえば必要である」という項目が欠落しており、大学生の本当の意識を聞くものとはなっておらず、問題点が存在している。

またこれら調査は 1994 年と 2008 年の調査であるため、2012 年に起きた桜宮高校体罰自殺事件の以降、学生の意識は変化していることも予想できる。

第3章 研究目的と方法

第1節 研究目的

そこで本研究では現在の教員を目指す大学生の、体罰に対する意識を調査し、過去の調査結果からどのように変容しているかを明らかにすることを目的とする。また、体罰の是非だけではなく、今後体罰の問題に取り組むにあたって、体罰の是非を判断する際に何を要因としているかも同時に調査をする。

第2節 調査方法

調査時期 2013年12月

調査対象 京都教育大学・京都橘大学・佛教大学・京都文教大学の4大学の学生

調査方法 質問用紙による調査

回収結果 320票配布し、312票の回答を得た（無回答1）。回収率は97.5%であった。

調査対象の属性 性別：男174（55.5%） 女139（44.5%）

年齢：19歳11% 20歳31% 21歳11% 22歳10% 23歳16%
24歳16% 25歳以上6%

教員志望率：92%

第4章 調査結果の分析と考察

第1節 結果と分析

(1) 体罰の必要性

体罰の必要性については図2のような結果が得られた。「必要」と答えた者は4%、「どちらかといえば必要」と答えた者は17%で、体罰を容認する者は、この二つを合わせると21%である。「どちらかといえば必要ない」と答えた者は28%、「必要ない」と答えた者は51%で体罰に否定的な考えを持っている者は、二つ合わせると79%であった。

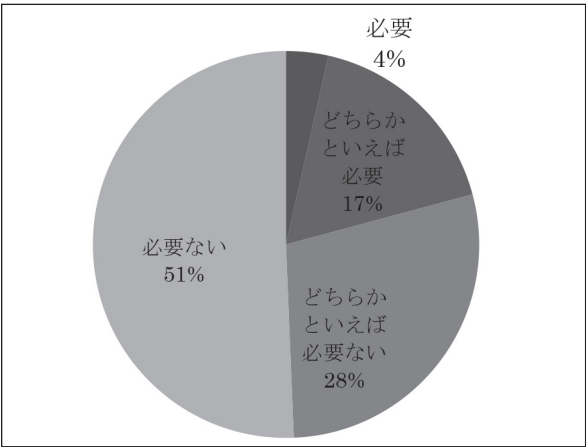


図2 体罰の必要性

(2) 体罰経験者と体罰の意識の関係性

次に体罰の経験と体罰に対する意識の関係性を調べてみた。学校における体罰の経験の有無と、体罰に対する意識の関係について、有意な関連性が見られた。（表6）。学校体罰の経験がなく、体罰を容認している割合は14%に対し、学校体罰の経験があり、体罰を容認す

表6 学校における被体罰経験者と体罰の意識の関係性

		必要	どちらか といえば 必要	どちらか といえば 必要ない	必要ない	合計
学校体罰 経験あり	人数	10	28	31	50	119
	割合	8%	24%	26%	42%	100%
学校体罰 経験なし	人数	1	26	58	108	193
	割合	1%	13%	30%	56%	100%
合計	人数	11	54	89	158	312
	割合	4%	17%	29%	51%	100%

カイ2乗値：21.08

有意性検定結果 $p < 0.05$

る割合は32%と、2倍以上多いことがわかる。また親による体罰の経験の有無と、体罰の必要性の関係についても、有意な関係性が見られた。(表7)。親による体罰の経験がなく、体罰を容認している割合は14%に対して、親による体罰の経験があり、なおかつ体罰を容認する割合は27%と、およそ2倍の数であることがわかる。

表7 親の被体罰経験者と体罰の意識の関係性

		必要	どちらか といえば 必要	どちらか といえば 必要ない	必要ない	合計
親の体罰 経験あり	人数	10	35	44	74	163
	割合	6%	21%	27%	45%	100%
親の体罰 経験なし	人数	1	19	45	84	149
	割合	1%	13%	30%	56%	100%
合計	人数	11	54	89	158	312
	割合	4%	17%	29%	51%	100%

カイ2乗値：11.74

有意性検定結果 $p < 0.05$

(3) 過去との比較

体罰の必要性について、安藤らの調査と比較した。「必要」と意思を示している人の割合は、1994年は37%に対し本調査では21%と明らかに減少していた。また「必要ない」と意思を示している人の割合は、1994年は59%であったが、本調査では8割近くまで増えていた。

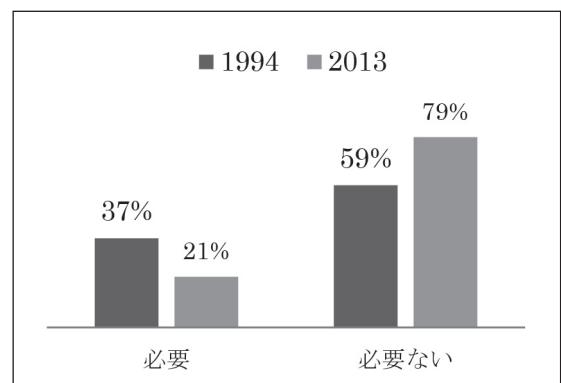


図3 体罰に対する意識（過去の調査との比較）

(4) 体罰に対する考えの変容

さらに今回の調査では「必要ない」「どちらかといえば必要ない」と回答した247人に、今までに体罰を必要だと思ったことがあるか質問してみた。すると94人の38%が体罰を必要だと思ったことがあると答えた。(図4)そして、その94人に体罰が必要ないと思うようになったきっかけを質問してみると、26人が「大学や実習で学んだから」と回答していた。またそれと並んで「最近ニュースなどで話題になっているから」と答えた人も26人いた。次に多かったのは、考えなおしてみても変わったという人が10人おり、教える立場になったからと答えた人が3人いた。(図5)

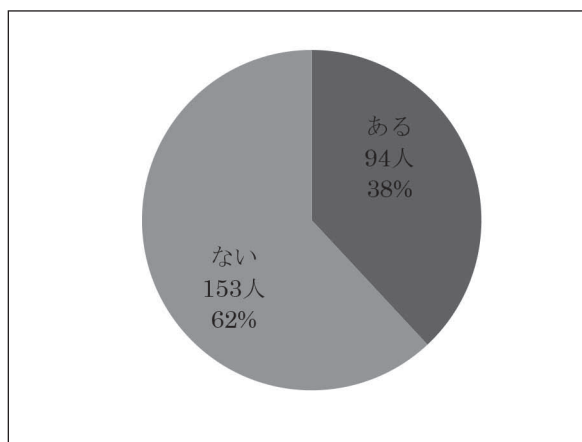


図4 体罰否定者が過去に体罰を必要だと思ったことがあるか

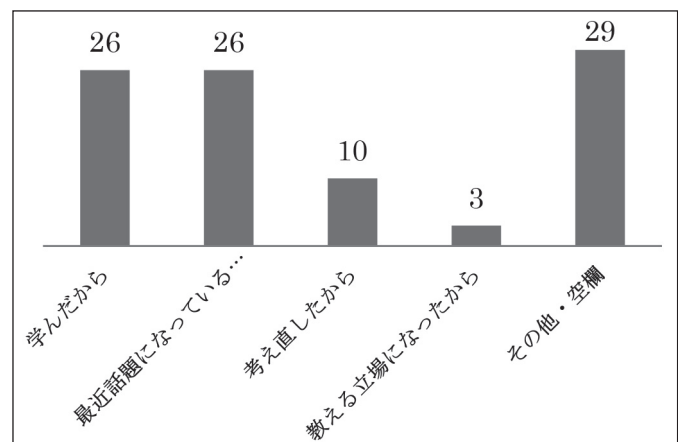


図5 体罰を必要ないと思うようになったきっかけ

(5) 体罰を行う可能性

「あなたは将来体罰を行いますか」という質問に対して「はい」と答えた人は3%で「いいえ」と答えた人が97%と大半を示していた。しかし「あなたは将来体罰をしてしまう可能性はありますか」と質問したところ、「はい」と答えた人は28%までに増えており、「いいえ」と答えた人は72%であった。(図6)

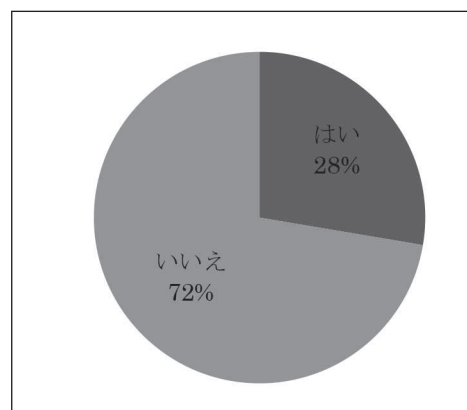


図6 将来体罰をしてしまう可能性があるか

第2節 調査結果を踏まえた総合的な考察

体罰の必要性に関して、「必要」「どちらかといえば必要」と体罰を容認する人が21%いるという結果については、決して少ないとは言えない数ではないだろうか。それは、体罰による自殺事件が起きて以降、隠れていた体罰が顕在化し、社会全体から非難されてきた。その中には教員を辞めざるを得なくなった者もある。しかし、未だにこれだけの教員志望を含む大学生が体罰を認めているのである。また、学校の現場で体罰は法律上明確に禁止されているにもかかわらず、教員志望の大学生の中にこれだけ体罰を容認する人がいるということに関して、教員を養成する立場の者はもっと危機感をもっていかなければならないだろう。

次に体罰の経験と体罰に対する意識の関係性を見てみると、親から体罰を受けた場合も学校の先生から体罰を受けた場合も、被体罰経験者のほうが体罰を容認する傾向があることがわかる。これは岩井(2003)が指摘している、「暴力を受けた経験」のある者が体罰を肯定する傾向にあるということを裏付ける結果であるだろう。

体罰に対する意識に関して、今回の調査と過去の調査を比較してみると、否定的な考え方をする人が増えてきていることが分かった。これは主な原因の一つに、社会の流れが体罰を否定する風潮になったことが挙げられるだろう。特に2012年に起きた大阪の体罰による自殺事件が更に拍車をかけたと考えられる。

次に体罰を否定する人の中で、体罰が必要だと思ったことがある人は4割近く存在し、私が想像する以上に多い人数であった。さらに考え方が変わったきっかけについての質問をすると、多くの人が大学や実習で学んだからと答えた。またそれに並んで、最近ニュースで話題になったからと答えていた。ここから言えることは、体罰に対する考え方は、周りの情報や環境、教育によって変えられるということである。つまり、体罰を根絶するためには、体罰に関する正しい情報を得るための教育が必要だと言える。

体罰をする可能性について聞いたところ、体罰をすると明確に意思を示した人は、3%であったが、「体罰をしてしまう可能性があるか」と質問したところ「はい」と答えた人が28%いた。これだけの人が、自分の意志に関係なく体罰をしてしまうかもしれないという思いを持っているのである。

おわりに

本研究を通して、体罰の問題性を指摘してきた。しかし現在もなお体罰がなくならないのが現状である。その原因は二つあると考えている。一つ目は体罰を容認する人が、体罰に対して誤解をしているからである。確かに体罰をすることで、子どもがすぐに言うことを聞くようになる気がするだろう。しかしそれは錯覚にすぎない。本研究を進めるにあたって、教員歴 30 年以上で体罰を行った経験のある 3 名の元教諭に面談調査を行った。A 元教諭は「体罰を行使すると、一見言うことを聞いているように見えるが、それは体罰を行う教師に対する恐怖心からの行動であって、決して本心では理解をしていない。それが証拠にほかの先生の前では平気で同じ過ちを繰り返していた。」と述べていた。

二つ目の原因としては、教員を目指す大学生が生徒を指導する方法を知らないということが考えられる。方法を知らないから一番簡単で即効性のある体罰に頼らざるを得なくなる人がでてくるのではないだろうか。面談調査で「体罰に頼らない良い指導はありますか」と質問をしたところ A 教諭は「指導しなければならない場面では毅然とした態度で叱り、それ以外では子どものいいところを見つけるようにして、心理的距離を上手にとるように意識していた」と述べていた。B 元教諭は「生徒自らがやろうと思えるように、悟らせるのがよい」と述べていた。C 教諭は「生徒を指導する場面で、生徒を全否定してはならない。どんなに悪いことをしても部分肯定をすること。これが大切だ」と述べていた。このように何十年も教員をされた教諭は自分なりに指導方法を確立しているのである。その指導方法を教員を目指す大学生にもっと教えていくべきであるだろう。

体罰を根絶するために必要なことは、体罰の問題性と体罰に頼らない指導方法を全教育者が理解することである。そのために教員を養成する立場の者は、この教育観で教育者を育てていかなければならないだろう。

謝辞

本研究を進めるにあたって、インタビューにご協力いただきました先生方、アンケートにご協力いただきました学生の皆様に深く感謝するとともに、ここで得た学びを今後に活かして行きたいと思います。本当にありがとうございました。

【参考・引用文献】

- ・安藤房治 小菅ゆみ（1994）「学校における体罰に関する一考察—教育学部学生の体罰体験と体罰意識調査をもとに—」弘前大学教育学部紀要 72 .69-89
- ・江森一郎（1989）「体罰の社会史」新曜社
- ・石川義之（1998）「親・教師による体罰の実態—大学生・専門学校生等調査結果の分析と考察—」島根大学法文学部社会学研究室発行
- ・岩井八郎（2003）「経験の連鎖—JGSS-2000/2001 による「体罰」に対する意識の分析—」JGSS 研究論文集
- ・片山紀子（2008）「アメリカ合衆国における学校体罰の研究—懲戒制度と規律に関する歴史的・実証

的検証一」 風間書房出版

- ・教育再生実行会議（2013）「いじめの問題への対応について（第一次提言）」
- ・京都府教育委員会（2013）「体罰に関する意識調査 集計結果」
- ・牧枉名 今橋盛勝 林量俣 寺崎弘昭（1992）「懲戒体罰の法制と実態」
- ・最上嘉子（1996）「教育心理学と実践活用 学校現場における体罰をめぐって」教育心理学年報 35.147-156
- ・文部科学省（2007）「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（通知）」別紙
- ・文部科学省（2013）「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」別紙
- ・文部科学省（2013）「体罰にかかる実態把握について（二次報告）」
- ・森田ゆり（2003）「しつけと体罰」童話館出版
- ・高橋豪仁 久米田恵（2008）「学校運動部活動における体罰に関する調査研究」教育実践総合センター研究紀要（17）. 161-170
- ・東京都教育委員会（2013）「体罰根絶に向けた総合的な対策 部活動指導などの在り方検討委員会報告書」
- ・添田晴雄（2013）「体罰総論—比較研究のために—」比較教育学研究第 47 号